

# 一般財団法人岐阜市未来のまちづくり財団 自然環境保全活動支援補助金交付要綱

令和5年4月1日制定

## (目的)

第1条 この要綱は、岐阜市の緑や自然を守り育て、次の世代に引き継ぐため、自然環境保全活動を行っている市民団体に対し、一般財団法人岐阜市未来のまちづくり財団理事長（以下「理事長」という。）が支援補助金を交付するものについて、必要な事項を定めるものとする。

## (補助対象者)

第2条 岐阜市自然環境の保全に関する条例（平成15年3月31日条例第20号）第2条第3号に規定する自然環境保全活動団体（以下「団体」という。）とする。

ただし、上記以外でも特に理事長が認めた団体は、支援対象とすることができる。

## (補助金の額)

第3条 補助金の額は、次の各号のとおりとする。ただし、予算の範囲内とする。

- (1) 各団体の活動支援補助金は、年度ごとに6万円を限度とする。
- (2) 前項の規定にもかかわらず、年間総事業費の3分の2を超えない額とする。

## (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、自然環境保全活動支援補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添付して理事長に提出しなければならない。

## (補助金の交付)

第5条 理事長は、前条の規定により自然環境保全活動支援補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めた場合には、自然環境保全活動支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

## (実績報告)

第6条 前条の規定により補助金の交付を受けた者は、事業終了後、自然環境保全活動支援補助金実績報告書（様式第3号）を2月末までに理事長に提出しなければならない。

## (補助金の返還)

第7条 理事長は、補助金の交付を受けた者の実績報告書が適正でないと認めた場合には、補助金交付決定通知を取り消し、又は補助金の一部若しくは全部を返還させるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号

年 月 日

(あて先)

一般財団法人岐阜市未来のまちづくり財団 理事長

申請人 団体名  
代表者名  
代表者住所  
電話 ( ) —

自然環境保全活動支援補助金交付申請書

1 事業計画（概要を記載してください）

2 事業収支

収 入		支 出	
主な収入内容	予算額（円）	主な支出内容	予算額（円）
補助金			
計		計	

2 口座振込依頼

取引金融機関名 \_\_\_\_\_ (本店・\_\_\_\_\_支店)

預金科目 1. 普通 2. 当座

口座番号 \_\_\_\_\_

口座名義 \_\_\_\_\_

カタカナ \_\_\_\_\_

(備考) 1 記述できない場合は、別紙と記述し、資料を添付してください。  
2 活動状況がわかる資料を添付してください。

様式第2号

岐未ま（緑）第 号  
年 月 日

様

一般財団法人岐阜市未来のまちづくり財団  
理事長

自然環境保全活動支援補助金交付決定通知書

申請のありました自然環境保全活動支援補助金について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 金額 円

2 所見

- ※ 本決定に基づき、補助金の振込手続きを行います
- ※ 2月末までに自然環境保全活動支援補助金実績報告書（様式第3号）を提出してください

問合せ先

一般財団岐阜市未来のまちづくり財団  
緑化推進事務所

電話 058-262-4787  
担当 企画緑化課

様式第3号

年　　月　　日

(あて先)

一般財団法人岐阜市未来のまちづくり財団 理事長

申請人 団体名  
代表者名  
代表者住所  
電話 ( ) —

### 自然環境保全活動支援補助金実績報告書

1 事業報告（概要を記載してください）

2 事業収支決算書

収 入		支 出	
主な収入内容	決算額（円）	主な支出内容	決算額（円）
補助金			
計		計	

3 添付書類 事業活動に要した費用の領収書等の写し

（備考） 1 記述できない場合は、別紙と記述し、資料を添付してください。  
2 活動状況がわかる資料を添付してください。